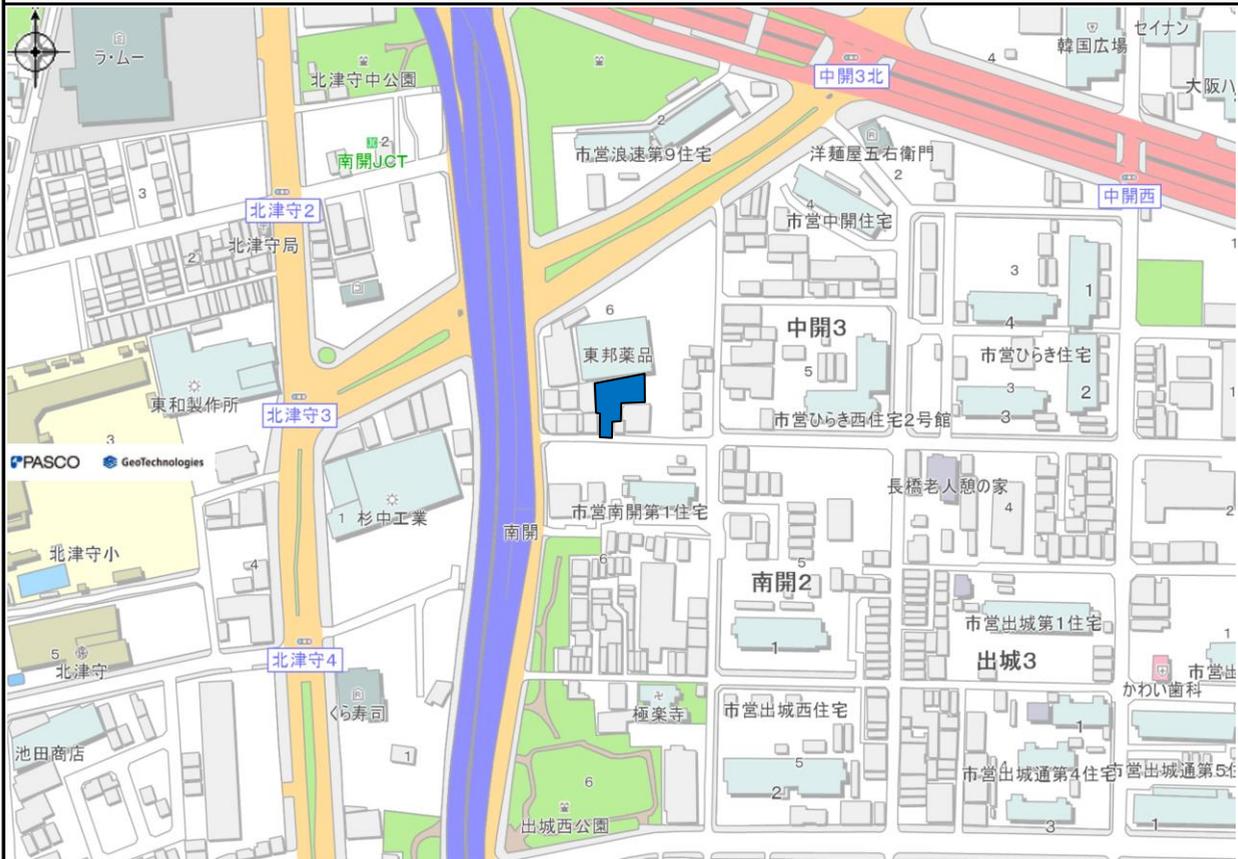


物件番号	J-1
------	-----

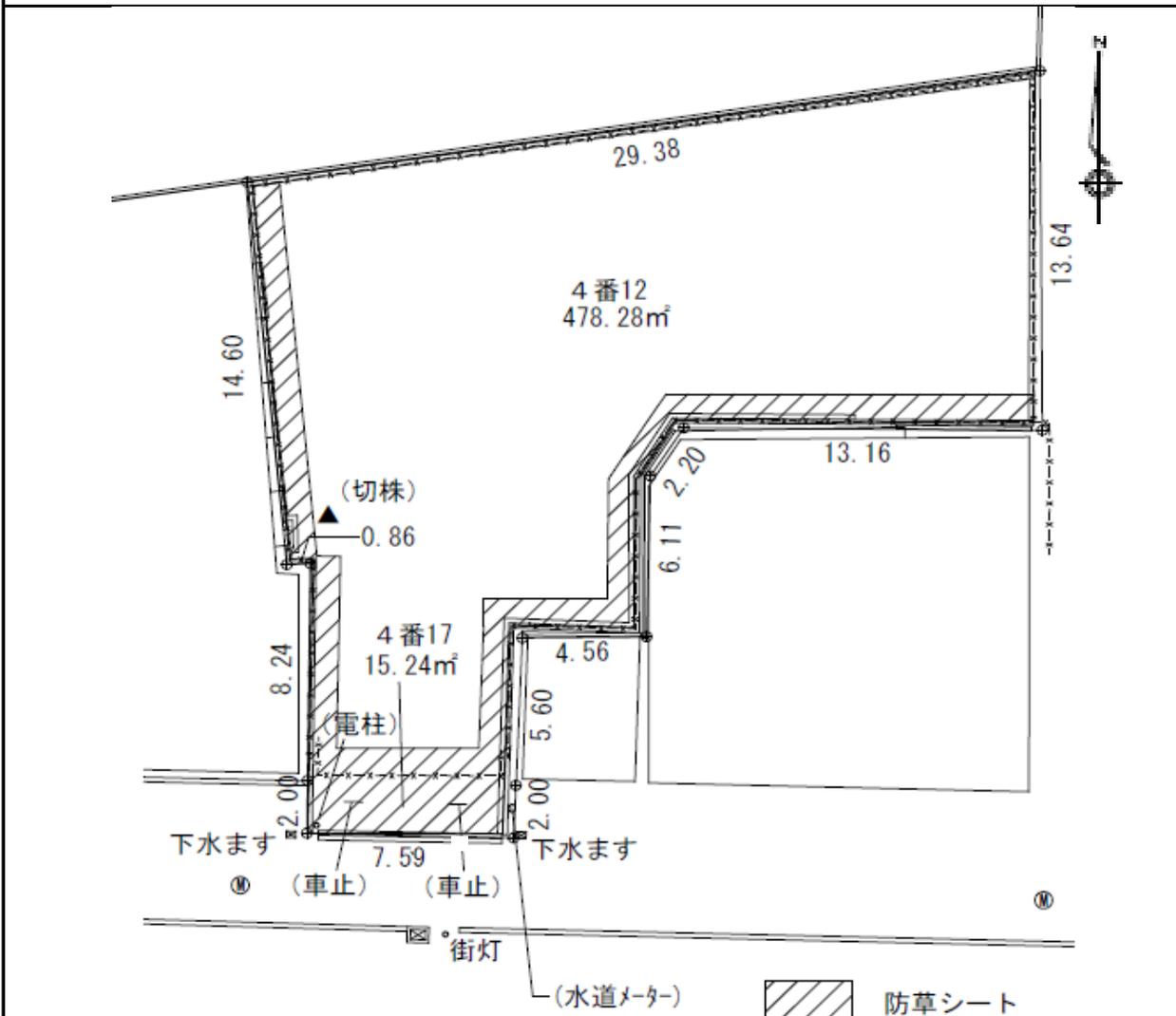
所在地	西成区中開3丁目4番12 外		
住居表示	西成区中開3丁目6番街区		
使用許可面積	493.52㎡		
指定用途	平面利用(コインパーキング等を含む。)に限定		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更地(ネットフェンス、門扉あり)
接面道路の状況	南側市道 現況幅員 約3.60m		
用途地域	準工業地域		
交通機関			
鉄道	JR大阪環状線・大和路線 今宮駅の南西方約900m、徒歩約12分		
現況			
<ol style="list-style-type: none">1. 本物件は概要図のとおり、切株・防草シート等の残置物がありますが、本市は処分等を行いません。必要に応じて使用事業者の負担で対応してください。2. 本物件はネットフェンスに囲われており、敷地南側に片側一方通行の市道(現況幅員約3.60m)があります。3. 本物件の東側隣接地からの建物本体一部の越境(地上・地下)があります。また、南側への給水管及び水道メーターが越境しています。4. 本物件の利用形態により、接道している大阪市認定道路の道路施設の形状変更、撤去及び復旧が必要な場合は、大阪市建設局津守工営所(Tel:06-6567-6495)と協議のうえ、道路舗装等の影響範囲の復旧も含めて、工営所の指示どおり使用事業者の負担で行ってください。			
特記事項			
<ol style="list-style-type: none">1. 本物件は、平面利用(コインパーキング等を含む。)に限定します。工作物等の設置については、撤去が容易な構造であることが明らかな場合に限ります。なお、設置する場合は、事前に書面にて本市の承認を得ることとします。2. 本物件は、現状有姿で使用許可を行いますので、整地や既設フェンス等の変更・修繕及び撤去が必要な場合、その費用負担及び工事に必要な申請等については、全て使用事業者が行ってください。越境物等についても同様とします。なお、公募時と使用許可開始時の現況が異なる場合は、使用許可開始時の現況を優先します。3. 本物件の土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。がれき、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて使用事業者の負担で対応してください。また、本市は、本物件について、種類、性質、又は数量に関して本使用許可の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。4. 本物件の使用許可期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申請を行い、許可を得た場合、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年(最長で令和12年3月31日まで)を超えることができないものとします。 ※本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は更新を認めません。 使用許可期間中で、使用者の自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、当局が実施する次の募集に応募することはできません。5. 本物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可開始時の原状に回復してください。6. 使用期間中は周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件及び周囲の清掃や除草作業を定期的に行うなど、適切な本物件の管理を行ってください(物件に接する道路付近も含む。)7. 本物件は、粉じんの発生が予想される碎石・砂・残土等の置場や、産業廃棄物等の仮置き場や中継地として利用できません。また、悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。8. 本物件を駐車場等で使用する場合は、使用事業者が周辺住民及び地元自治会へ事前説明を行い、自動車交通の円滑な処理や歩行者の安全確保などに十分配慮してください。9. 電気、水道設備は使用できるものがありませんので、必要な場合は使用事業者で契約、設置してください。費用は使用事業者負担となります。			
お問合せ	大阪市都市整備局市街地整備部住環境整備課住宅地区改良グループ TEL 06-6208-9231		

周辺図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります

明細図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります